**北陸地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 占用を制限する区域

区域

南魚沼市上一日市字川端三一八番三から同市上一日市字鳥島二三三番一まで

備考

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年十二月二十日

(七) 図面縦覧場所

北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号

(三) 占用を制限する区域

区域

かほく市高松オ一七番七から同市高松ミ四番一まで

備考

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年十二月二十日

(七) 図面縦覧場所

北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

記

## 国家試験

**採用候補者名簿の有効期間の満了**

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年12月18日をもって満了した。

令和７年12月19日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

2024年度総務省経験者採用試験（係長級（事務））

2024年度総務省経験者採用試験（係長級（技術））

2024年度外務省経験者採用試験（書記官級）

2024年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）

2024年度農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））

2024年度国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））

2024年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））

2024年度観光庁経験者採用試験（係長級（事務））

2024年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））